

## 増値税未控除仕入税額の還付政策について

担当 肖冠怡・倪鳳

中国の増値税は日本の消費税に相当する付加価値税のひとつです。モノの販売やサービスの提供による売上の際にお客様から預かる売上増値税から、仕入の際に仕入れ先や税関等に支払った仕入増値税を控除して差額を税務機関に納付すること、輸出販売の場合は輸出のために支払った仕入れ増値税の還付を受けるという考え方は日本の消費税とほぼ同じです。

日本の消費税については1事業年度等の期間中に支払った仕入消費税よりもその期間中の売上消費の金額が大きく、未控除の仕入れ増値税が残っている場合には確定申告により還付を受けられるようになってはいますが、中国ではこれまで未控除仕入増値税は還付されることなく翌年以降に繰り越して売上増値税から控除するしかありませんでした。

これが今回の政策により還付を受けられることになった企業については、その金額が大きい場合には企業の資金繰り改善につなげることができるようになります。

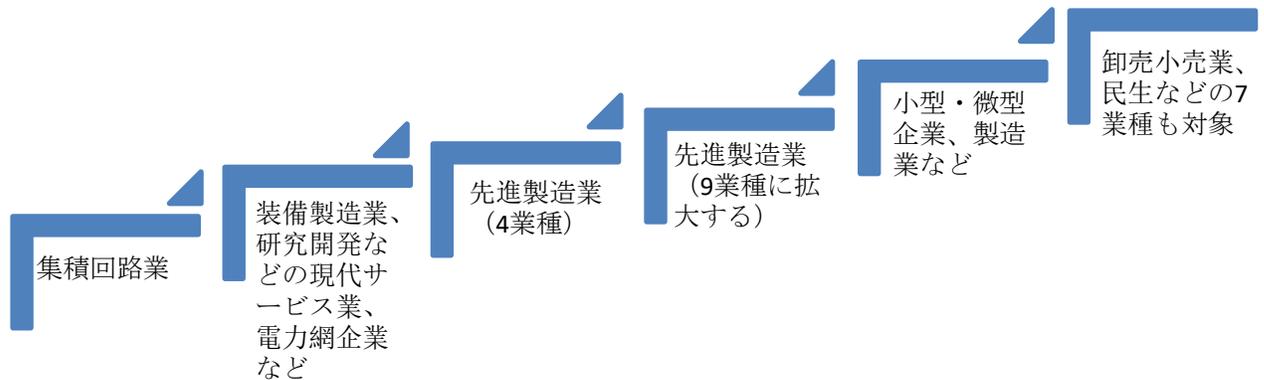
中国で活動する企業と産業発展を支援することを目的に、2018年以来、中国は増値税未控除仕入税額の還付の政策を実施しています。増値税未控除仕入税額の還付により、企業のキャッシュフローを改善させて、市場の活力を引き出し、質の高い経済発展を促進し、産業の転換・アップグレードと構造の最適化を推進してきましたが、今年になって、『増値税未控除仕入税額還付政策の施行をさらに強化する公告【財政部、税務総局公告 2022 年第 14 号】』

(2022 年 4 月 1 日施行)と『増値税未控除仕入税額還付政策の施行の対象業種の範囲を拡大する公告【財政部、税務総局公告 2022 年第 21 号】(2022 年 7 月 1 日施行)を公布して、この増値税未控除仕入税額還付の政策をさらに深化、改善をしてより大規模な増値税還付を実施しています(財政部、税務総局公告 2019 年第 84 号と財政部、税務総局公告 2021 年第 15 号は廃止)。

### ■ 増値税還付の関連政策の推移

财税【2011】 107号	财税【2018】 70号	财税【2019】 39号	财税【2019】 84号	财税【2021】 15号	财税【2022】 14号	财税【2022】 21号
• 《关于退还集成电路企业采购设备增值税期末留抵税额的通知》	• 《关于2018年退还部分行业增值税留抵税额有关税收政策的通知》	• 《关于深化增值税改革有关政策的公告》	• 《关于明确部分先进制造业增值税期末留抵退税政策的公告》	• 《关于明确先进制造业增值税期末留抵退税政策的公告》	• 《关于进一步加大增值税期末留抵退税政策实施力度的公告》	• 《关于扩大全额退还增值税留抵税额政策行业范围的公告》

## ■ 還付適用業種範囲の推移



## ■ 政策の内容

本政策の対象となる小型・微型企業または業種に該当する納税者は、2022年4月の申告期間以降の各月の未控除仕入増値税の増加額の全額還付、指定された各税務申告期間から未控除仕入税額の残存額の一括での還付を申請することができる。

### 【対象企業】

財政部、税務総局公告 2022年第14号及び2022年第21号の規定により対象となる企業(自営業を含む)は、「企業規模」と「業種」の2つの判定基準により確定するとしています。

#### (1) 企業規模：小型・微型企業（自営業者を含む）

企業規模は、「中小企業業種分類標準規定」(工信部聯企業[2011]300号)と「金融業企業分類標準規定」(銀發[2015]309号)の営業収入、資産総額の標準に基づき確定します。本規定で区分けできない場合には「年間増値税売上高」によって確定します。

微型企業<100万元  
小型企業<2,000万元  
中型企業<1億元

#### (2) 業種

小型企業、微型企業に属していない企業については、下記の青色と黄色で色付けした業種に該当する企業が、今回の政策の対象企業となります。

中国国民経済業種分類					
コード	業種	コード	業種	コード	業種
A	農・林・牧・漁業	H	宿泊・飲食業	O	住民サービス業・修理・その他サービス業
B	鉱産採掘業	I	情報伝送・ソフトウェア・情報技術サービス業	P	教育
C	製造業	J	金融業	Q	衛生・社会的仕事
D	電力・熱力・ガス・水生産・供給業	K	不動産業	R	文化・スポーツ・娯楽業
E	建築業	L	賃貸・商業サービス業	S	公的管理・社会保障・社会組織
F	卸売・小売業	M	科学研究・技術サービス業	T	国際組織
G	交通運輸・倉庫貯蓄・郵便業	N	水利・環境・公共施設管理業		

※

I. 情報伝達・ソフトウェア・情報技術サービス、N. 推理・環境・公共施設管理業は一部対象外となる業種あり

#### 上記2つの公告により追加された対象企業

- ① 2022年第14号公告：先進製造業以外の一般製造業と対象となる業種に該当しない小型企業・微型企業を含む
- ② 2022年21号公告：上記表の黄色で色付けした業種

#### 【税金還付申請の条件】

本政策の適用を受けるためには下記の条件を同時にすべて満たす必要があります。

- ① 納税信用等级がA級またはB級である
- ② 税金還付申請前の36ヵ月間に未控除税額、輸出税不正還付、増値税専用発票の虚偽発行の状況が発生していない
- ③ 税金還付申請前の36ヵ月間に脱税により税務機関から2回以上処罰を受けていない
- ④ 2019年4月1日より即時徴収、即時還付、先徴収・後還付の政策を享受していない

#### 【還付可能税額の確定】

還付可能税額は、還付申請時点で増値税申告書に記載される未控除仕入増値税額に一定の比率を乗じて計算した金額とします。

##### ・未控除仕入税額の残存額

当期期末の未控除仕入増値税税額  $\geq$  2019年3月31日時点の未控除仕入増値税税額の場合、増値税未控除仕入税額の残存額は2019年3月31日時点の未控除仕入増値税税額を指す。当期期末の未控除仕入増値税税額  $<$  2019年3月31日期末の未控除仕入増値税税額の場合、増値税未控除仕入税額の残存額は当期期末の未控除仕入増値税税額を指す。増値税未控除仕入税額の残存額還付を受けた後、増値税未控除仕入税額の残存額はゼロになる。

例：ある会社の2019年3月31日時点の増値税未控除仕入税額は100万元で、2022年4月に一括で増値税未控除仕入税額の残存額の還付を申請するケース：

- (一) 2022年4月の増値税未控除仕入税額が120万円である場合、当該会社の増値税未控除仕入税額の残存額は100万円である。
- (二) 2022年4月の増値税未控除仕入税額が80万円である場合、当該会社の増値税未控除仕入税額の残存額は80万円である。  
当該会社は2022年4月に増値税未控除仕入税額の残存額還付を受けた後、増値税未控除仕入税額の残存額はゼロになる。

**・未控除仕入税額の増加額**

納税者が未控除税額の残存額の一括還付を受ける前においては、当期期末の未控除仕入税額の増加額とは2019年3月末残高よりも増加した期末未控除税額を指す。納税者が未控除税額の残存額の一括還付を受けた後においては、未控除仕入税額の増加額とは当期期末の未控除税額を指す。

- 例：ある会社の2019年3月31日時点の未控除税額は100万円で、2022年7月31日時点の未控除税額は120万で、8月に未控除税額の増加額還付を申請するケース：
- (一) 今までに一括で未控除税額の残存額の還付を受けていない場合、未控除仕入税額の増加額は新たに増加した部分であり、20万円である。
  - (二) 今までに一括で未控除税額の残存額の還付を受けた場合、未控除仕入税額の増加額は当期期末の未控除税額であり、120万円である。

**【還付可能税額の計算】**

- ・未控除仕入税額の残存額の還付金額＝未控除仕入税額の残存額×仕入税額の構成比率×100%
- ・未控除仕入税額の増加額の還付金額＝未控除仕入税額の増加額×仕入税額の構成比率×100%

※ 仕入税額の構成比率とは、2019年4月から還付申請前の税金帰属期までに控除済みの増値税専用発票、有料道路通行料増値税電子普通発票、税関輸入増値税専用納付書、納付税額証明書に記載された増値税額が同期間の全ての控除済み仕入税額に占める割合をいう。

**【還付申請時期】**

対象企業	申請時間	税金還付種類
微型企業	2022年4月の納税申告期間から	未控除仕入税額の残存額
小型企業	2022年5月の納税申告期間から	
一般製造業の中の中型企業&卸売・小売業等	2022年7月の納税申告期間から	
一般製造業の中の大型企業	2022年10月の納税申告期間から	
小型・微型企業	2022年4月の納税申告期間から	未控除仕入税額の増加額
一般製造業	2022年4月の納税申告期間から	
卸売・小売業	2022年7月の納税申告期間から	

## ■ 本政策を享受するにあたっての「リスクとアドバイス」

納税者が仕入税額還付政策の適用に際して誤りがあることが発見された場合には、次の納税申告期間において還付された税金を納付しなければならない。

虚偽の仕入税額増加、虚偽申告またはその他の欺瞞手段を用いて、仕入税額還付を受けた場合には、税務機関より還付不正の税額を追徴し、『中華人民共和国税金徴収管理法』などの関連規定に従って処理する。

—財政部、税務総局公告 2022 年第 14 号

全国の税務調査部門は還付仕入税額を不正に受給する行為を厳しく取り締まり、還付仕入税額を不正に受給する行為に対しては終始「ゼロ容認」の高圧態勢を維持し、4 月 1 日から 6 月 29 日までの期間において全国の税務調査部門は不正受給行為を行った企業 1645 社をすでに調査し、還付済みの仕入税額 20.34 億元を挽回し、その他の税金損失 14.33 億元を挽回した。

—国家税務総局ニュース発表会（2022 年 6 月 30 日）

未控除仕入増値税の還付申請は会社の権利であり、この権利を享受するかどうかを十分に考慮する上で判断する必要がある。税金還付申請の後に税務機関より指摘を受けて追納・罰金の支払いを命じられるリスクを回避するため、会社は申請の前に自己調査を行うことを望まれます。

- 会社の経営が安定しており、一時的に未控除仕入税額が発生しているだけで、近々に控除できる見込みであれば、税金還付を考慮しなくてもよい。
- 長期的に未控除仕入税額が残存し、短期的には納税が発生しないことが見込まれる場合には、未控除税額還付申請の選択を検討する余地あり。
- 仕入税額還付の目的は会社の生産を拡大し、技術をアップグレード、会社の持続発展能力を強化するために、直近における資金繰りを改善したうえで、今後の売上にかかる売り先から預かった増値税は納税するという本政策の本来の趣旨を十分に理解することが必要であり、近々に清算する予定の会社で売上の発生が見込まれない企業については、還付申請をすることの是非を慎重に判断する必要あり。
- 会社は還付対象となる仕入・販売にかかる原始証憑などの資料（原始証憑、認証済みの発票、関連業務契約書、銀行回単など）を適切に保管しておいたうえで、税務機関からの調査要請があった場合には、業務・取引の真実性などを十分に説明できるようにしておくことが必要。

以上